

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

チェコ共和国-新民法と事業契約

新民法(法令集法律No.89/2012)(2014年1月1日発効)は、従前、旧民法(法令集法律No.40/1964)及び商法(法令集法律No.513/1991)によって規律されていたチェコの私法を統一しました。この立法の進展により、事業者間の法律関係にも直接的な影響が生じています。

1. はじめに

新民法は、主として、チェコの事業体間の取引において、並びに、同法が準拠法として規定される場合(契約当事者が選択した場合、又は抵触法により規定される場合)、チェコの事業体及び外国の事業体との間に適用される。

新民法は、2014年1月1日の発効後に設定された権利及び義務に適用される。旧民法又は商法に従い締結された従前の契約は、契約期間中、同法に準拠する(ただし、契約当事者が、その特定の関係についても、新民法の適用を選択する場合を除く。)

対照的に、一定の場合、例えば賃貸借契約の場合、2014年1月1日以降新民法を例外なく適用するものとされている。

また、新民法の基本的な原則(新民法1条から14条に定められている。)は、すべての法律関係に例外なく2014年1月1日以降適用されている。

本ニュースレターでは、以下の事項に関する特に重要な事項について説明する。

- 契約及び契約の自由
- 約款の利用
- 契約関係に関して選択的に利用される概念
- 売買契約及びその細目

2. 契約及び契約の自由

新民法は、旧民法が定めていた契約の様式に関する厳格な要件を、一定の範囲で廃止した。旧民法は契約を含む法律行為を口頭により行うことは認めていたが、一定の様式によることが幅広く強制されていた。従前、書面による様式が義務づけられており、それを用いなければ法律行為が無効とされた場合であっても、現在は口頭で十分であるとされている。

例えば、契約上の違約罰(2048条)、債権譲渡(1879条)又は債務の免除(1995条)に関する合意についても、現在は口頭による合意で十分であるとされている。新民法は、不動産の権利の設定又は譲渡(560条)といった一定の状況においてのみ、書面による様式を使用するよう求めている。当事者は、いかなる内容の口頭による契約についても、書面によって確認することも可能である。

法律行為につき、特定の様式が義務づけられているにもかかわらず、遵守されない場合、当該行為は無効となる(当事者が事後的に正しい様式に訂正する場合を除く。)。当事者自身が法律行為につき、特定の様式を利用することに合意する場合、そのような様式の不遵守は、当該法律行為の実行の前に限り主張することが可能である。適切な様式を遵守しない場合、当該行為のみが相対的に無効となる(ただし、影響を受ける当事者が無効を主張しなければならず、そうしない場合、法律行為は有効と考えられることとなる(586条))。

実務上は、書面による契約その他の一定の様式の法律行為は、明確性及びに当事者の権利及び義務の内容に関する証拠として依然として用いられている。

当事者は、法律により禁止されない範囲で、いかなる権利及び義務についても自由に合意できる。法律上の強行規定として一般的に定められている制限は、信義則、公序良俗及び人格権である。

契約関係における強行規定の一例として、当事者は契約関係の内容並びに権利及び義務をいかなる場合も変更することができる(1901条)。当該権利は当事者の意思により排除することはできない。

旧民法は、契約の成立につき、契約の申込みに対して厳格かつ完全に対応する承諾があることを要求していた。現在では、新民法が、以下を許容している。

- a. **申込みを事実上、承諾すること**—相手方の行為(相手方による提示価格の支払や出荷等)により申込みに対する合意が表現され、当該申込みを承諾する意思を正式に表明する必要がない場合。
- b. **修正の上で承諾すること**—重要でない修正を加えて申込みを承諾することは、かかる修正が、(i)最初に申込者側により排除されている、又は(ii)申込者側が過度の遅滞なく、異議を述べた若しくは拒否した場合を除き、修正された条件の下での契約が成立したものと解される。
- c. **相反する約款**—いわゆる「ノックアウト」ルール(下記を参照のこと。)が適用される。

当事者ら自身の間において、契約を締結するための詳細な条件を合意することも可能である。例えば、既存の契約を修正する場合に、異議なき承諾によるのではなく、一定期間経過までに異議を述べないことをもって合意したとすることも可能である。

新民法は、**契約締結前の責任**について規定している。この責任は、真実は契約締結に関心がないにもかかわらず行った行為についての責任、及び正当な理由なくかつ相手方の正当な期待に反し、契約交渉をとりやめることについての責任である(1728条以降)。当該責任は、実際に生じた損害(すなわち交渉費用)及び逸失利益の損害賠償義務を生じさせるものである。旧民法上は、上述の契約締結前の責任については明示的に定めておらず、当該概念は、解釈及び判例法においてのみ認められていた。

契約の自由は、例えば、さらに以下のように拡張されている。

- a. **事前放棄**—当事者は、自身の、契約を撤回する権利、又は、不当利得、利益、損害等に関する権利を放棄又は制限することができる。法律は、かかる放棄が認められない場合について明示的に規定している。旧民法及び関連する判例法は、このような放棄の概念を完全にかつ厳格に否定し、そのような放棄は法律により明確に禁止されていた。

- b. **時効期間**— 一般的に3年と定められている主観的な時効期間(時効期間は当事者がその開始によって決定的な状況の存在を知ったとき(例えば、当事者が当該権利を最初に行使できたとき)から開始する)(629条)は、1年から15年の間という制限の下、別途合意により定めることが可能である(630条)。法律が定める、一般的かつ客観的な時効期間(時効期間は当該権利の期限が到来したとき(例えば、債務が満期になったとき)に開始する)は、財産権については10年で固定されている(629条)。従前の法制下では、時効期間は厳格な強行規定であり、当事者自身の自由意思によるいかなる修正も不可能であることは明白であった。

新民法は、**一定の契約形態**(例えば、売買契約、交換、賃貸借又は担保)について規定している。ただし、**どのような合意も可能である**(1746条)。さらに、例えば、労働法(法令集法律No.262/2006)(労働契約)、知的財産法(法令集法律No.21/2000)、発明法(法令集法律No.527/1990)、著作権法(法令集法律No.441/2003)(とりわけライセンス契約)において、その他の種類の法的行為について契約形態が定められている。

3. 約款の利用

新民法により、当事者は、約款を利用することにより、合意内容を定めることができる。かかる手段は、事業者でない者においても利用可能である。

「ノックアウト」ルール— 交渉中、当事者が異なる約款に言及する場合に生じうる。約款の内容が相反しない限りにおいて、契約は成立することとなる。当該ルールは、(申込みの内容の一部としては)事前に排除できないが、双方の合意によっては排除可能である。

約款の一方的な変更— 約款の一方的な変更については、現在は、大規模な受益者(例えば、エネルギーや電話事業の提供等)との間の同種の定期的な引渡しに関する長期契約に関し、許容されている。ただし、その場合、相手方が契約を撤回する権利を有していなければならない。

条件の予測不能な条項(すなわち、相手方が合理的に予測できない条件)は無効である(ただし、当事者が明示的に受諾する場合を除く)。予測不能な条項は、(理解し難がたく複雑な)内容又は(細字や脚注等の)形式の結果として生じうるものであり、個別には裁判所において判断されることになる。

契約書の本文に、すべての重要な条件を直接規定することにより、かかる約款に関する規定による悪影響を回避することができる。

4. 契約関係に関する一般的な法的概念

事情変更及び契約交渉の更改を要求する権利(1764条から1766条)(「事情変更」の原則)— 重大な事情変更が契約締結後に起きた場合であって、その結果、とりわけ当事者の権利及び義務に明白な不均衡が生じた場合を想定している。そのような状況は、例えば、一方当事者に不当に不利になり、不均衡なコストを生じさせ、又は契約の価値を低める可能性がある。当事者が合意できない場合、裁判所が契約の変更又は解除を決定することができる。

従前の法制においては、かかる問題については非常に簡略化された規制のみ行っていた。すなわち、旧民法においては将来の合意に関する契約(当事者の契約を締結する義務は、状況の重大な変化に基づき消滅するとされていた(50a条3項。))に関してのみ(変更等を)認め、商法においては契約の履行不能状態(及び当事者の契約撤回の権利(356条))に関してのみ(変更等を)認めていた。

不均衡な不足を意味する概念である「**半分を超える莫大損害(lesion beyond moiety)**」(1793条から1795条)— 約因として契約で提示された価格は、公正かつ合理的でなければならず、もしそうでな

ければ契約は無効となる場合がある。一方当事者の契約上の履行が、他方当事者の履行に対して明らかに不均衡である場合(特に金額面において)、損害を被った当事者は、契約を無効とし、原状回復を要求することができる。当初、他方当事者に対して優位にあった当事者は、自身の履行をある程度(の金額)まで拡張して行うことで、問題を修正することができる。損害を被った当事者は、契約締結から1年以内に当該権利を行使することができる。

このような概念は、1811年のオーストリア一般民法典により認められ、当時のチェコスロバキアにおいても20世紀の中頃まで有効であった。それ以来、かかる概念を認める、旧民法やその他私法を含む法律は存在しなかった。判例法は、非常に稀な場合に、公序良俗を理由に契約を無効とすることによって抜け穴を塞ごうとした(39条)。2008年に高等裁判所、その後最高裁判所が、判決理由として、少なくとも歴史的な「莫大な損害 (laesio enormis)」の原則には言及し、無効と判断した不動産の購入契約がまさにその例である。

利息(1802条以降) — 当事者は、法律が別途定める利率が適用される場合を除き、利率について合意することができる。適用利率がない場合、債務者は、銀行からの借入れに必要な一般的な利息を支払う。

債権者が、利息が債権自体の額と等しくなるまで正当な理由なく債権の行使を遅らせた場合、債権者は追加利息を要求する権利を喪失する。一旦、当該権利が裁判に提起された場合、利息は再び付され始めることとなる。(契約上)重利については合意可能である。

新民法は、従前、旧民法か商法か、あるいは、遅延利息か融資の利息かで分かれていた利息の問題について、全般的かつ整合的に取り扱っている。旧法下では、例えば、重利の支払はたとえ当事者間で合意していても禁じられる等していた。

債権譲渡は、債権者の地位についての変更と解釈される。譲渡可能ないかなる債権又はその一部も、他の債権者へ一方的に再譲渡することができる(当事者が別途明示的に合意する場合を除く。)。従前の法制と異なり、書面による様式は義務づけられていない。

—**一括譲渡**— 既存の又は将来の債務すべてを一度に再譲渡可能である(1887条)。商法及び旧民法のいずれも、当該概念を認めていなかった。昨今の判例法により、特定かつ厳格な条件下においてのみ再譲渡可能となったが、将来債権の場合は、原則的に不可能とされていた。そして、どの個別債権が譲渡対象かが明確かつ疑義なく認識可能でなければならないとされていた。そこで、実務上、重い管理の要件が課されることとなり、債権の一覧を含む詳細な文書の作成が必要となった。

個別の取引類型として、**契約の譲渡**が可能である(1895条以降)。ただし、契約の目的に反する場合(すなわち、履行が特定の個人に依存している場合)を除く。場合により、契約が裏書きされることさえありうる。これらの概念は、チェコ法上、全く新しい概念である。

将来担保権(1341条) — 未だ債務者に所有されていない又は未だ存在しない物に対し、担保権を設定可能である。当事者の権利及び義務は、債務者の所有物に生じるようになる。当該概念は、旧民法では存在しなかった。

違約罰(2048条から2052条) — 違約罰の目的は、債権者の立場を強化することであり、債権を担保することではない。新民法は、違約罰が義務の不履行の責任や原因に依拠しない形で規定している(ただし、当事者間において別の合意をすることもできる。)。旧民法下では、債務者は、関連する債務に違反した場合に違約金を支払うものとして定められていた(ただし、当事者間において別の合意をすることもできた。)。従前の法制と異なり、現在、違約罰は書面にて合意される必要はなく、金銭によらない対価としても合意可能である。

新民法は、旧法と異なり、いわゆる「**代替的な違約罰**」を認めている。かかる違約罰は、義務を負う当事者が、契約上の関連する債務を履行する代わりに、違約金を支払うことができる（「本来の（代替的でない）」違約罰とは、旧法上も新法においても認められているが、違約金を支払うべき契約上の義務が存続するものを意味する。）。

5. 売買契約及びこれに付随する合意事項

売買契約は、事業者間でも非事業者間でも引き続き、**最も頻繁に利用される契約形態**である。

新民法が定めた最も重要な変更は、商法又は旧民法下の、**売買契約の二重の法律規制の排除**である。新民法は、商法の一般条項及び一般原則を受継いだ。

従前の法制と異なり、新民法は、論理的に一貫性をもたせるため、各章の構成を変更した（2079条から2183条）。これにより、売買に関する一般的な条項に関しては、動産の売買契約、不動産の売買契約、そして、売買契約に付随する合意事項の順に並んでいる。そして、売買に関する章は、店舗における商品販売や事業売却に関する特別条項により締めくくられる。

売買契約は、旧民法下におけるように、単なる合意した価格における売買対象物の引渡と考えるのではなく（旧民法588条）、新たに、**売主の所有権移転の義務**として位置づけられることとなった（2079条）。

旧民法が必要としていた、**明確な対価に関する合意は、売買契約の要件ではない**とされた。契約において価格又は価格決定方法について規定しなかったとしても、契約は有効であり、目的物の一般的な価格が適用されることとなる。期限が到来した支払に関して不一致又は不明確性が生じた場合、裁判所は、契約の性質及び内容並びに事業の慣習に基づき、当事者に代わって価格を決定することができる。

当事者が異なる合意をしない限り、売買契約が締結された時点で、目的物の所有権は移転される。リスクの移転の時期は、常に個別に合意される。

不完全な履行に対する買主の権利に関しては相当程度の変更がなされた。旧民法は、修補可能な瑕疵及び修補不可能な瑕疵を区別していたが（旧民法622条）、新法においては、かかる瑕疵の程度によるものとされている。例えば、

- **相当程度、契約に違反した者**（2106条）は、以下の義務を負う。
 - 新たに完全な目的物を引渡す
 - 瑕疵物を修復する
 - 購入価格を値引きする、又は、
 - 契約を解除する

- **些細な違反のみ行った者**（2107条）は、以下の義務を負う。
 - 瑕疵物を修復する、又は、
 - 購入価格を値引きする

上記の概念は、商法により既に適用済みであった（商法 436 条及び 437 条）。

契約締結時に瑕疵が明白である場合、アクセス可能な形で情報が開示されていた場合又は買主が目的物を「現状有姿」で受領した場合、一般的に買主が瑕疵を負担する。売主がこれとは異なる保証を行うことも可能である。

新民法においては、以下のとおり、旧民法においても認められていた**付随的な合意**を行うこともできる。

- **所有権の留保**(2132 条以降)－目的物の所有権は、買主が購入価格の支払を完全に行うまで、売主にとどまる。
- **買戻権**(2135 条以降)－買主は、売主の要求により、対価が支払われた場合、売主に目的物を返還する義務がある。新民法は現在、この規定を旧民法上不可能であった不動産にまで対象を拡大し、当該権利の行使期間(当事者が別途合意する場合を除き、動産は 3 年(従前は 1 年)、不動産は 10 年である。)について規定している。
- **先買権**(2140 条以降)－売主は、将来目的物が売却されるときに買主が購入を申し込むことができるという条件で、目的物を売却する。

新民法において可能な、従前、商法において認められていた付随的な合意については、以下のとおりである。

- **承認条件付購入**(又は「試用の購入」、2150 条以降)－買主が試用(承認)期間(当事者が別途合意する場合を除き、契約が締結されてから動産については 3 日、不動産については 1 年)内に目的物を承認することを条件に締結される販売契約。
-
- **価格条項**(2154 条以降)－当事者は、購入価格が、生産費用を考慮の上、調整される旨合意する。

さらに、新民法は **2 つの付随的な合意の種類**を追加した。

- **売戻権**(2139 条)－買主は、売主に目的物を買戻すよう要求する権利を有する。買戻権(上記参照)の規定が準用される。
- **より良い買主の留保**(2152 条及び 2153 条)－売主は、特定の期間内(上記、承認条件付購入における期間を参照のこと。)であれば、より良い買主を優先することができる。より良い買主とは、原則として、売主により定義される(売主は、より低い価格を申出た買主を優先することさえできる。)

新民法は、商法において既に規定されている**全事業の譲渡契約**(2175 条から 2183 条)について規定している。従前の法制と異なり、また実際の法律実務に基づき、事業の複合的な所有物の中からその一部が省略又は排除されたとしても、かかる契約は有効であるものとされている(2175 条 1 項)。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 弁護士 小林 英治
ejii.kobayashi@amt-law.com
 弁護士 青柳 良則
yoshinori.aoyagi@amt-law.com

Balcar Polanský Eversheds
 弁護士 Jaroslav Srb
jaroslav.srb@eversheds.cz
 弁護士 Lukas Koukal
lukas.koukal@eversheds.cz



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の小林 英治(eiiji.kobayashi@amt-law.com)又は青柳良則(yoshinori.aoyagi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

CONTACT INFORMATION

Balcar Polanský Eversheds

Revolucni 15, Praha, 110 00 Praha 1/
Czech Republic

Tel: +420-251-009-111

Email: office@bapol.cz

URL: [http://www.eversheds.com/
global/en/index.page](http://www.eversheds.com/global/en/index.page)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>